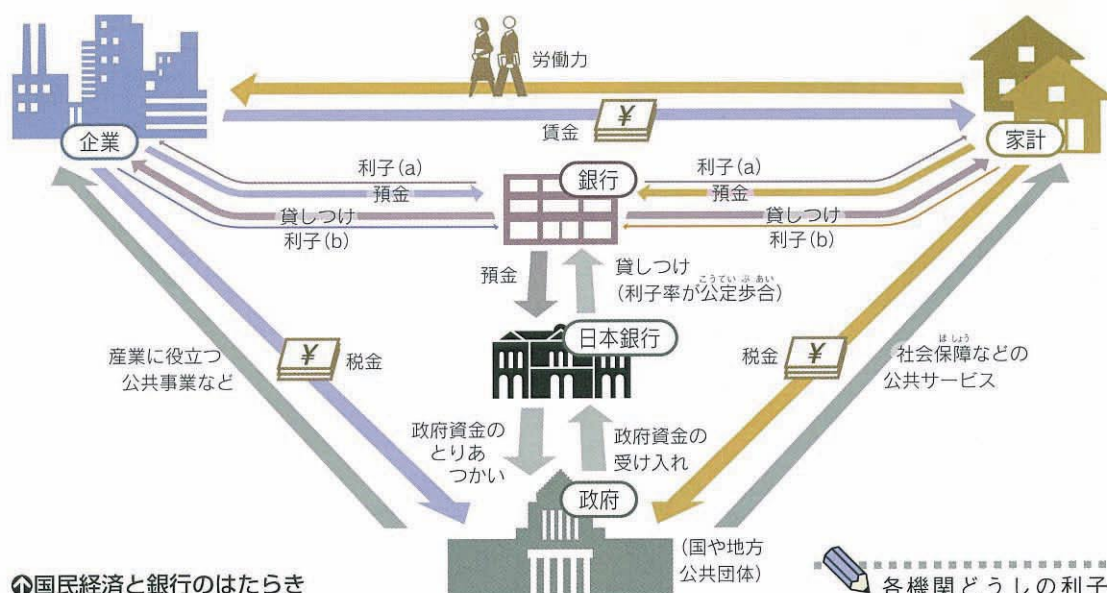




④ 国民経済と銀行のはたらき

こみがあれば、今すぐ家を購入することも可能だし、企業も販売代金の回収を待たずに生産を開始することができるからです。

資金が不足している人と資金に余裕のある人との間で行われる資金の貸し借りは、金融とよばれます。貸し借りは、貸し手と借り手が直接に行う場合もありますが、ふつうは、銀行や保険会社などの金融機関を仲立ちとして行われます。この場合、金融機関は国民の貯蓄を預金や保険料などとして集め、それを家計や企業に貸し出します。

資金の借り手は貸し手に対して、一定期間後に借り入れ額(元金)を返済するだけでなく、利子を支払わなければなりません。元金に対する利子の比率を、利子率といいます。

日本銀行の役割

資本主義経済の国々は、ふつう中央銀行とよばれる特別のはたらきをする銀行をもっています。日本の中央銀行は日本銀行です。日本銀行は、日本銀行券(千円札、二千円札、五千円札、一万円札)とよばれる紙幣を発行する(発券銀行)ほか、政府のお金の出し入れを行ったり(政府の銀行)、一般の銀行に不足する資金を貸し出したりする(銀行の銀行、その利子率を公定歩合という)などの役割を果たしています。

各機関どうしの利子(a)と利子(b)とでは、どちらが利子率が高いでしょうか。

それぞれの金融機関の特色を理解して、利用することが大切のかな。



中央銀行
日本銀行
普通銀行
都市銀行、地方銀行など
中小企業金融機関
信用金庫、労働金庫など
農林水産金融機関
農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫など
証券金融機関
証券会社など
保険会社
生命保険会社、損害保険会社
政府系金融機関
ゆうびん、郵便局、日本政策投資銀行、各種金融公庫など

⑤ いろいろな金融機関

日本銀行の役割^{やくわり}

資本主義経済の国々は、ふつう中央銀行とよばれる特別のはたらきをする銀行をもっています。日本の中央銀行は日本銀行です。日本銀行は、日本銀行券（千円札，二千円札，五千円札，一万円札）とよばれる紙幣^{しへい}を発行する（発券銀行）ほか，政府のお金の出し入れを行ったり（政府の銀行），一般^{いっぱん}の銀行に不足する資金を貸し出したりする（銀行の銀行，その利子率^{こうていぶあい}を公定歩合という）などの役割^{やくわり}を果たしています。

↓ いろいろな金融機関

中央銀行

日本銀行

普通銀行

都市銀行，地方銀行など

中小企業金融機関

信用金庫，労働金庫など

農林水産金融機関

農業協同組合，漁業協同組合，農林中央金庫など

証券金融機関

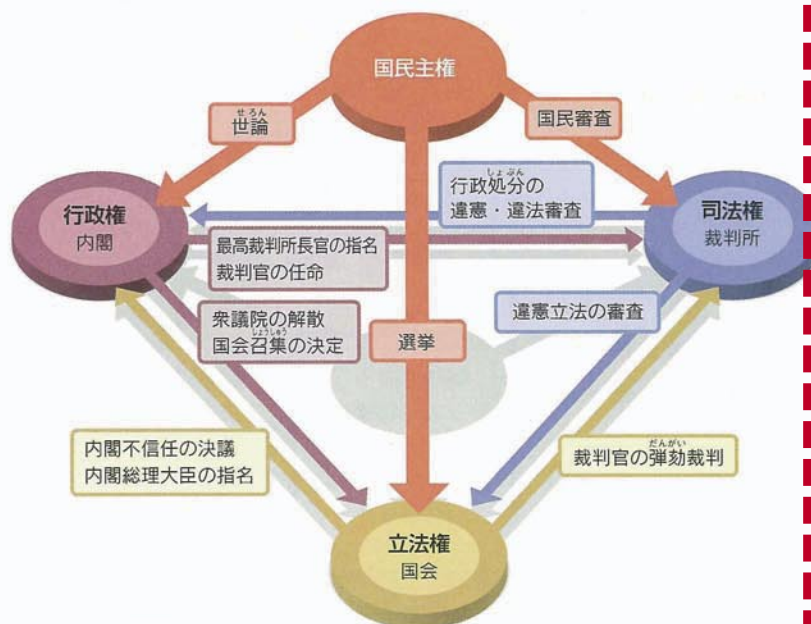
証券会社など

保険会社

生命保険会社，損害保険会社

政府系金融機関

ゆうびん 郵便局，日本政策投資銀行，各種金融公庫など^{せいさく}



三権の均衡と抑制の関係

とによって、権力の行き過ぎを防いでバランスのとれた政治が行われるのです。

違憲審査制

裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを、憲法に照らして審査します。これが違憲審査制です。憲法が最高法規であることを確保して国民の人権を守るために、日本国憲法ではじめて設けられました。特に最高裁判所は、法令が合憲か違憲かについての最終決定権をもっており、「憲法の番人」とよぶにふさわしい地位にあります。

違憲審査権の行使

裁判所が憲法を守るという任務を果たすためには、違憲審査権が有効適切に行使される必要があります。しかし、これまでの最高裁判所の判例を見ると、違憲審査権の行使をひかえるという消極的な姿勢が見られます。違憲判決も、議員定数の不均衡を違憲とした判決などがあるだけで、あまり多くありません。最高裁判所には、「憲法の番人」として、積極的に違憲審査権を行使することが期待されています。

尊属殺人重罰規定

刑法200条「尊属殺人は死刑または無期懲役」は憲法第14条違反。
●1973年の最高裁判決→「違憲」(→1995年の刑法改正で200条は削除。)

議員定数訴訟

1票の価値が異なるのは憲法第14条違反。
〔衆議院選挙〕
●1985年最高裁判決→「4.40:1は違憲だが、選挙は有効」。
→1986年衆議院議員定数は正実施〔参議院選挙〕
●1996年最高裁判決→「6.59:1は違憲だが、選挙は有効」。

愛媛玉ぐし料訴訟

靖国神社への玉ぐし料を県の公費から支出したのは、憲法第20条・89条違反。
●1997年最高裁判決→「違憲」

最高裁判所の違憲判決の例



日本の違憲審査制は、裁判所が、法律などが合憲かどうかを抽象的に審査するのではなく、具体的な事件の裁判にあたって審査するというものです。大法廷で8人以上の一致が必要です。

④ 最高裁判所の違憲判決の例

尊属殺人重罰規定

刑法 200 条「尊属殺人は死刑または無期懲役」は憲法第 14 条違反。

- 1973 年の最高裁判決→「違憲」(→ 1995 年の刑法改正で 200 条は削除。)

議員定数訴訟

1 票の価値が異なるのは憲法第 14 条違反。

[衆議院選挙]

- 1985 年最高裁判決→「4.40:1 は違憲だが、選挙は有効」。
→ 1986 年衆議院議員定数は正実施

[参議院選挙]

- 1996 年最高裁判決→「6.59:1 は違憲だが、選挙は有効」。

愛媛玉ぐし料訴訟

靖国神社への玉ぐし料を県の公費から支出したのは、憲法第 20 条・89 条違反。

- 1997 年最高裁判決→「違憲」

最高裁判所の違憲判決の例



日本の違憲審査制は、裁判所が、法律などが合憲かどうかを抽象的に審査するのではなく、具体的な事件の裁判にあたって審査するというものです。大法院で 8 人以上の一致が必要で。